

議案第24号 説明資料

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例					
<p>○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3月25日 条例第18号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるものについては、別表により算出した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>別表 (第2条関係)</p>				<p>○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3月25日 条例第18号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満であるものについては、別表により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>別表 (第2条関係)</p>					
占用物件		占用料		占用物件		占用料			
		単位	料金			単位	料金		
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき	530	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき	310		
	第2種電柱	1年	820		第2種電柱	1年	480		
	第3種電柱		1,100		第3種電柱		650		
	第1種電話柱		480		第1種電話柱		280		
	第2種電話柱		760		第2種電話柱		450		
	第3種電話柱		1,000		第3種電話柱		620		
	その他の柱類	消火栓、火災報知機、信号機			48	その他の柱類	支線柱(線及び柱により電柱を支えるもの)	28	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー		5	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー	3
	地下電線その他地下に設ける線類		トルにつき		3	地下に設ける電線その他の線類		トルにつき	2

現 行 条 例				改 正 条 例					
			1年				1年		
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	470		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	270	
	地下に設ける変圧器		占用面積1 平方メー トルにつき1 年	290		地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	170	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	950		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	560	
		パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局		310			PHS無線基地局	168	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			400		郵便差出箱及び信書便差出箱		240	
	広告塔		表示面積1 平方メー トルにつき1 年	1,000		広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	760	
	その他のもの	乗合、自動車待合所	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	475		その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積1 平方メー トルにつき1 年	560
		公衆用ごみ容器、非常用救助袋固定環、灰皿、カーブミラー		950					
		移動式花壇		950					
		ロードヒーター		950					
		牛乳集荷台、物件置場、家屋、テレホンカード自動販売機		950					
		農作物		10					
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管・下水管・蒸気管・マンホール・電力管・通信管・直埋ケ	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	20		外径0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	12	
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17	

現 行 条 例				改 正 条 例				
ケーブル・ガス管 (次の項に掲げ るものを除 く。)	のもの							
	外径0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		43	外径0.1メートル以上0.15メートル未満 のもの		25		
	外径0.15メートル以 上0.2メートル未満 のもの		57	外径0.15メートル以上0.2メートル未満 のもの		34		
	外径0.2メートル以 上0.3メートル未満 のもの		86	外径0.2メートル以上0.3メートル未満 のもの		50		
	外径0.3メートル以 上0.4メートル未満 のもの		110	外径0.3メートル以上0.4メートル未満 のもの		67		
	外径0.4メートル以 上0.7メートル未満 のもの		200	外径0.4メートル以上0.7メートル未満 のもの		120		
	外径0.7メートル以 上1メートル未満の もの		290	外径0.7メートル以上1メートル未満の もの		170		
	外径1メートル以上 のもの		570	外径1メートル以上のもの		340		
	ガス管（道路法 施行令（昭和27 年政令第479 号、以下「令」 という。）第9 条に規定するも のに限る。）	外径0.07メートル未 満のもの		14				
		外径0.07メートル以 上0.1メートル未満 のもの		20				
外径0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの			30					
外径0.15メートル以 上0.2メートル未満 のもの			40					

現 行 条 例				改 正 条 例				
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		60				
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		77				
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140				
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		203				
		外径1メートル以上のもの		399				
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道、索道		占有面積1平方メートルにつき1年	950	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道及び索道	占有面積1平方メートルにつき1年	560
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード			95	法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		56
	日よけ、雨よけ、雪よけ			950		日よけ、雨よけ及び雪よけ		560
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額

現 行 条 例				改 正 条 例					
	上空に設ける通路		510		上空に設ける通路		380		
	地下に設ける通路		310		地下に設ける通路		230		
	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設けるもの以外のもの)、ベルトコンベア	950		その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設けるもの以外のもの)及びベルトコンベア	560		
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	露店 屋台店 抽選場	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	100		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	76	
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯柱、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	700	道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号、以下 「令」と いう。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板で電柱類（電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱）に添架する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	532
	看板（上記のもの及びアーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	100		看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,000			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760
	標識	バス停留所標識	1本につき	380		標識	バス停留所標識	1本につき	225
消火栓標識、案内標識		1年	760	商店・会社・商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及	1年		450		

現 行 条 例					改 正 条 例				
							び工場、寮等への道程を示す案内標識		
	旗、のぼり、ちようちん、店頭装飾	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8	
		その他のもの	1本につき1月	100		その他のもの	1本につき1月	76	
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	100		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,000	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760	
		その他のもの		510		その他のもの		380	
					令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	560	
					令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	100	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	76	
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			95	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			56	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げ	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額	
						その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	

現 行 条 例				改 正 条 例			
る施設及び自動車 駐車場	場、公園、運動 場等の施設並び に高度地区内の 自動車専用道路 の上空に設ける 事務所、店舗、 倉庫、住宅等施 設及び自動車駐 車場	その他のもの	Aに0.013 を乗じて 得た額	令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物  その他のもの		Aに0.02 を乗じて 得た額  Aに0.014 を乗じて 得た額
令第7条 第8号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの  その他のもの		Aに0.018 を乗じて 得た額  Aに0.025 を乗じて 得た額	令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物  その他のもの		Aに0.02 を乗じて 得た額  Aに0.014 を乗じて 得た額
令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて 得た額	令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの  その他のもの		Aに0.02 を乗じて 得た額  Aに0.028 を乗じて 得た額
令第7条 第10号及 び第11号 に掲げる 施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道 路（高架のものに限る。）の路面下に 設けるもの  その他のもの		Aに0.018 を乗じて 得た額  Aに0.025 を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028 を乗じて 得た額
備考 1～5 略 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第10号及び第11号に掲げる施設につ いて近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価				令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、トンネルの上又は高速自動車国 道若しくは自動車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下に設けるもの  その他のもの		Aに0.02 を乗じて 得た額  Aに0.028 を乗じて 得た額
				備考 1～5 略 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結 路附属地に設けるもの及び第13号に掲げる施設について近傍に類似の土			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>9 1件の占用許可に係る<u>各年度</u>ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。</p>	<p><u>地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。</u></p> <p>7及び8 略</p> <p>9 1件の占用許可に係る<u>年度</u>ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。</p>